

乗用装置のある農耕用トラクターやコンバイン、フォークリフトは小型特殊自動車に該当し、原動機付自転車と同様、軽自動車税の課税対象となります。使用していなくても、所有していれば課税となるため、市が交付する課税標識をつける必要があります。公道を走行しなくても取り付けなければなりません。



トラクターなどの ナンバープレートについて

くわしくは 税務課 市民税係 ☎0288(2)5113

▼対象になる車両

- ・原動機付自転車：総排気量125cc以下、定格出力1.00kw以下のもの
- ・小型特殊自動車(乗用装置を有するもの、下表のとおり)

区分		農耕作業用自動車	その他の特殊自動車
構造		農耕トラクター、コンバイン、田植機など	ショベルローダー、フォークリフトなど
車両の大きさ	長さ	制限なし	4.7m以下
	幅	制限なし	1.7m以下
	高さ	制限なし	2.8m以下
総排気量		制限なし	制限なし
最高速度		時速 35km未滿	時速 15km以下

※上表の範囲外の場合は大型特殊自動車に該当し、固定資産税(償却資産)の課税対象となります

▼ナンバープレート申告の手続きは

税務課または各行政センター市民サービス係で申告を行ってください。

令和4年4月から不登校適応指導教室「若杉学級」は 教育支援センターに変わります。

くわしくは 学校教育課 教育指導係 ☎0288-21-5181

これまで不登校の児童生徒の支援を行ってきた不登校適応指導教室「若杉学級」は、相談機能や学習支援機能のさらなる強化を図るために、令和4年4月から新たに教育支援センターとしてスタートします。

教育支援センターでは、学校復帰だけを目指とするのではなく、公認心理師などによる専門的なアセスメント(評価)を通して、個人に応じた適切な支援が行えるよう取り組んでいきます。

また、「若杉学級」の名称は教育支援センターの学習支援部門の愛称として残し、教育支援センター学習支援部「若杉学級」として、不登校の児童生徒が将来を見据えて学習活動に取り組む場として今後も活動を続けていきます。

教育支援センター学習支援部「若杉学級」活動の流れ

日程	時間	内容
通級～朝の会	午前9時30分～10時	一日の計画を立てます
学級タイム	午前10時～11時30分	自分のペースに合わせた学習に取り組みます
活動タイム	午前11時30分～正午	創作活動や園芸など
給食・昼休み	正午～午後1時	お弁当の日もあります
清掃	午後1時～1時20分	
スポーツ活動	午後1時20分～2時20分	バドミントン・卓球・テニスなどに取り組みます
帰りの会	午後2時20分～2時30分	一日を振り返ります



令和3年度

コミュニティ助成事業

の実績をお知らせします

くわしくは 地域振興課 市民協働推進係 ☎0288(21)5147

コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域コミュニティ活動の充実・強化による地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に、コミュニティ活動に必要な備品などの整備に対して助成を行う事業です。

令和3年度の整備状況

コミュニティ助成事業を活用して、栗山地域の15の自治会が使用できるように、電気ポット、ストーブ、冷蔵庫、空気清浄機、キャリーカート、グラウンドゴルフ入門クラブなどの備品を整備しました。

市は、自治会や自主防災会など、地域コミュニティの活性化に向けて、コミュニティ助成事業をはじめとした、さまざまな支援を行っています。皆さんが暮らすそれぞれのまちを、より一層住みやすく、安全で安心できるまちにするためには、地域の絆が大きな力になります。皆さん、コミュニティ活動に積極的に参画し、地域の元氣アップを図りましょう！



グラウンドゴルフ入門クラブ▼



▲キャリーカート



ストーブ▼



▲電気ポット



冷蔵庫▼



▲空気清浄機



3月20日は「日光市民の日」です。

日光市は、平成18年3月20日に、それまでの今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の2市2町1村が合併して誕生し、市制施行10周年目に3月20日を日光市民の日とする「日光市民の日条例」を制定しました。

この条例において市民の日は、市民が郷土に愛着と誇りを持ち、市民としての一体感と自治の意思を育み、活力に満ちた魅力ある日光市を築くことを期する日としています。

私たちの日光市は、全国の市町村の中で第3位となる広い面積に、温泉や世界遺産、四季折々の自然環境など魅力ある観光資源を有しています。

3月20日の日光市民の日を機に、ふるさとの魅力を再発見し、活力のある日光市を築いていきましょう。

くわしくは 総務課 総務係 ☎0288-21-5130

